

回	日時	内容
1	平成 27 年 1 月 30 日(金) または 2 月 3 日(火) 9:30～※時間指定あり	骨粗しょう症検診 (DXA法) (手のレントゲン撮影で測定します)
2	2 月 10 日(火) 13:00～15:30	骨粗しょう症検診結果返却／医師講話 「骨粗しょう症ってどんな病気？」 講師 ひらばやしひろゆき 平林宏之氏 (けやき台整形外科クリニック医師)
3	2 月 17 日(火) 13:30～15:30	講義と試食 「骨粗しょう症予防のための食事のコツ」 講師 ひらばやしひろゆき 平山麻里子氏 (栄養士)
4	2 月 24 日(火) 13:30～15:30	講義と実技 「コツコツ運動で骨密度をキープ！」 ～実際に体を動かしてみよう～ 講師 きよたきようこ 清田恭子氏 (K-FIT健康運動指導士)

※ 2 回目の方のみ参加も可能です
※ 現在、骨粗しょう症で治療中の方は、受講できません

最近、姿勢が悪くなってきた、背が縮んできたなど、思い当たることはありませんか？ 骨粗しょう症は、初期の頃はほとんど自覚症状がないため、気付かない間にじわじわと進行する病気です。いくつになっても美しい姿勢を維持するために、今からコツコツ！ 骨粗しょう症を予防しましょう。

骨密度測定も、無料で実施します。この機会にぜひ、ご参加ください。

▼対象者 40～70歳までの女性※原則全回参加できる方
▼定員 100人※超過の場合抽選
▼参加費 無料
▼申込期間 平成27年1月5日(月)～9日(金)
▼申込方法 窓口または電話で申し込み
▼会場、申込・問合先 保健センター
☎ 48・6000

今からコツコツ！ コツコツ！ 骨粗しょう症予防教室

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

市では、寝具類の衛生管理が困難な高齢者の皆さんが快適な生活を送れるように、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。

▼対象 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方(本人に市町村民税が課税されている方を除く)

(1) 老衰、認知症、傷病等の理由により寝たきりの状態にある65歳以上の方

(2) 寝具の衛生管理が困難な65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上の方

(3) 寝たきりの状態にある重度身体障がい者

▼実施 平成27年2月予定
▼サービス内容 申し込み後、洗濯業者からの連絡で、寝具類の預かり日程を決めます。指定日に洗濯業者が自宅を訪問し、寝具類を預かります。工場場で寝具類を丸洗い・乾燥・消毒し、約2週間後に自宅へ届けます。

▼申込締切 平成27年1月21日(水)まで

単位：円

	品名	利用者負担額
①	敷布団 (綿)	216
	介護用ベッドマット	378
	ベッドパット	54
②	掛布団 (綿)	216
	掛布団 (羽毛)	
③	毛布	86

*①～③ごとに各1枚利用可能

*利用者負担額についてはサービス利用後納付書を発送します(お近くの金融機関等でお支払いください)

▼利用料金(左表)

▼申込・問合先 市役所 介護福祉課 高齢福祉G

☎ 45・1744 (直通)

◎代行申請 市役所に出向くことが困難な方は、代行申請をご利用ください。

・守谷中学校区 在宅介護支援センターもりや ☎ 48・2099

・御所ヶ丘中学校区 在宅介護支援センターわたば ☎ 46・2002

・愛宕中学校区 在宅介護支援センターやまゆり ☎ 48・4660

・けやき台中学校区 在宅介護支援センターみのり ☎ 45・3580

☎ 45・3580

平成26年度行政評価結果

行政評価システムとは

行政評価とは、市が行っているさまざまな事業の成果を点検し、次年度の行政運営に役立てようとするものです。

市が評価するのは、目標とする将来像を実現するための手段である「施策」、施策の具体的方向性を表す「基本事業」、施策を達成する具体的手段である「事務事業」の3種類です。

第二次守谷市総合計画での評価

現在、「第二次守谷市総合計画前期基本計画」（計画年度24～28年度）の評価を進めています。

第二次守谷市総合計画前期基本計画の27施策を実績評価し、次年度の取組方針を定めました。

施策・基本事業評価

施策・基本事業評価は1

次評価と2次評価があります。

2次評価は、市長や部長等による全庁的な判断が下される評価で、次年度のまちづくり方針と直結しています。ここでは、基本事業評価を確認し、全施策の成果指標の確認・分析を行い、施策の取組状況と課題を設定し、次年度重点的に実施する施策を決定して、市の「経営方針」としてまとめます。この経営方針に基づいて、次年度の予算配分が行われ、施策・基本事業および事務事業が実行されます。

なお、施策・基本事業評価には、成果指標値に市民意見（市民アンケート結果）等を反映しています。

事務事業評価

市の行政評価では、「施策」を実現するための手段、つまり市職員が行っている「仕事」を「事務事業」と位置づけ、この事務事業を

評価の対象としています。

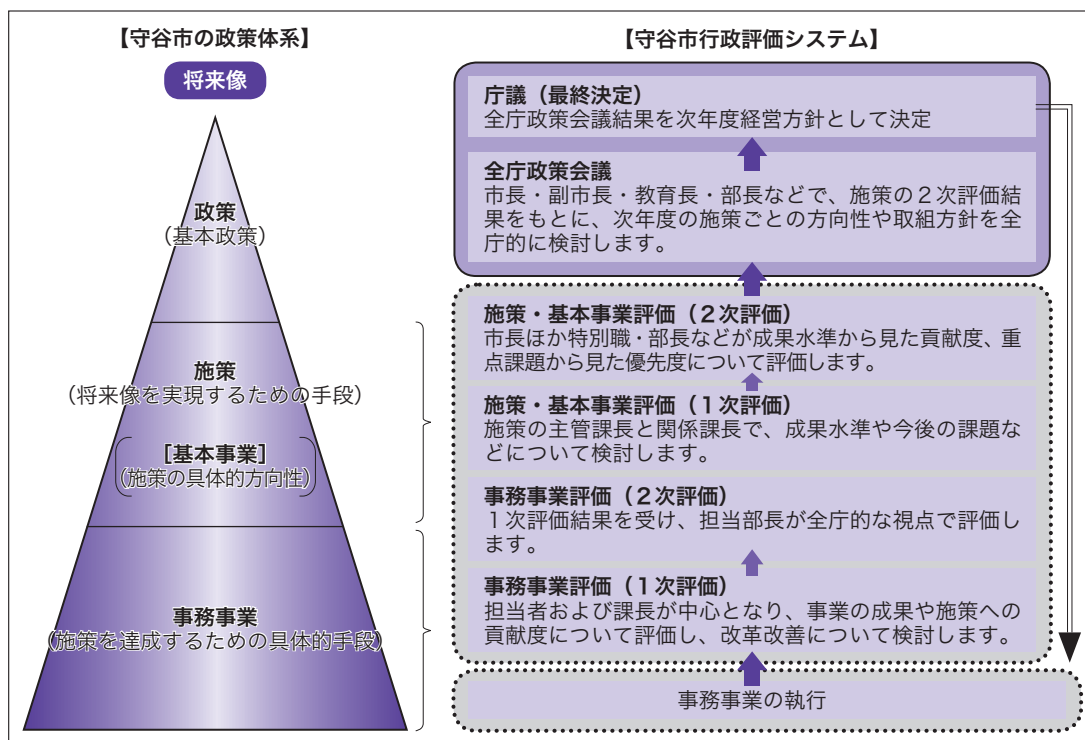
「第二次守谷市総合計画前期基本計画」策定時に評価対象とされた事務事業は555事業でしたが、廃止統合を進め、現在は、543事業です。

また、事務事業ごとに「事務事業評価表」を作成し、事業目的や成果の現状を明記し、それを踏まえた上で実績評価と次年度の方向性を記述しています。

事務事業評価表での評価は、担当者および課長による1次評価、担当部長による2次評価と2段階に分かれています。いずれも、目的の妥当性（事業の目的設定は適切か？）、成果の有効性（成果を伸ばすにはどうしたらよいか？）、効率性（事業にかかるコストは適切か？）、公平性（受益者負担・機会は公平か？）の視点に立つて行われます。評価結果は、次年度以降の事務事業を計画・実施する際に生かされます。

市では、市民の視点に立った効果的・効率的な行政運営を実現するとともに、市の仕事を市民の皆さんに分かりやすく伝えるため、「行政評価システム」を導入しています。今年度の施策評価および事務事業評価の概要をお知らせします。※詳細は市ホームページをご覧ください

●問合先 市役所企画課 企画・統計G 内線3333



主な施策の達成状況と 次年度の方針

※ 27 施策中 18 施策を掲載
※ 成果指標が複数ある施策は抜粋して掲載

目標達成率			コストの方向性	
達成	100%以上		増加	▲
未達成	80%以上 100%未満		維持	■
	80%未満		削減	▽

第二次守谷市総合計画前期基本計画						
施策名	平成 25 年度 達成状況	平成 24・25 年度（仕事の達成度を測るための指標と目標数値）				27 年度 コストの 方向性
		指標	平成 28 年度 目標値	平成 24 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	
生活環境の保全		良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合（％）	75.0	72.0	77.2	■
		自然環境に満足している市民の割合（％）	75.0	68.5	74.0	
循環型社会の形成		常総環境センターへのごみの搬入量（t） 【下がると良い数値】	20,000	17,126	16,812	■
防災対策の推進		災害面で安全に暮らせると思う市民の割合（％）	80.0	72.8	75.2	■
消防・救急の充実		火災発生件数（件）【下がると良い数値】	11	14	15	■
		火災による死傷者数（人）【下がると良い数値】	0	2	3	
		市の救急体制が整っていると思う市民の割合（％）	75.0	70.0	71.2	
交通安全の推進		人口千人当たりの交通事故発生件数（件） 【下がると良い数値】	3.0	2.82	2.96	■
防犯対策の推進		人口千人当たりの刑法犯認知件数（件） 【下がると良い数値】	14.0	14.3	12.06	■
子育て支援の充実		安心して子育てができるまちだと思う子育て世帯の割合（％）	80.0	76.9	77.9	▲
		住み心地が良いまちだと思う中学生・高校生の割合（％）	80.0	82.0	89.2	
健康づくりの推進		心身ともに健康だと感じている市民の割合（％）	80.0	74.5	75.1	■
地域福祉の推進		地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合（％）	55.0	46.8	49.1	■
学校教育の充実		学校が楽しいと思う児童の割合（％）	95.0	91.9	93.1	▲
		学校が楽しいと思う生徒の割合（％）	92.0	81.3	90.7	
		「子どもたちが国際化や情報化などの社会の変化に対応した行動ができている」と感じている市民の割合（％）	25.0	18.0	16.4	
生涯学習の推進		生涯学習に取り組む市民の割合（％）	45.0	35.8	40.4	■
		日ごろからスポーツを行っている市民の割合（％）	40.0	31.2	33.7	
調和のとれた市域の形成		調和のとれた土地利用がされていると思う市民の割合（％）	62.0	53.8	59.2	▽
緑を生かした景観の形成		緑被率（公園・樹林地・農地・草地・水面）（％）	60.0	62.19	62.16	■
		市内には、緑を生かした美しい景観が十分にあると思う市民の割合（％）	75.0	69.4	72.6	
道路網・公共交通体系の整備		市内の道路は安全に通行できると感じている市民の割合（％）	75.0	68.0	70.6	■
		公共交通に対する市民の満足度（％）	52.0	49.1	48.5	
地域コミュニティの充実		地域の課題解決のために地域住民で取り組んでいると思う市民の割合（％）	55.0	48.0	50.5	■
協働によるまちづくりの推進		市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合（％）	60.0	56.0	58.2	■
広聴と情報発信の充実		市政に関心を持っている市民の割合（％）	83.0	79.9	82.3	■
		市民と行政との間で、市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合（％）	69.0	68.8	72.6	
組織経営と人事マネジメントの充実		職員の仕事ぶりに不満を感じていない市民の割合（％）	85.0	79.3	82.8	■
		多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合（％）	60.0	51.7	55.9	

申請をお忘れなく！

高額医療・高額介護 合算療養費制度



●問合先 市役所国保年金課
市役所介護福祉課

国 保 G 内線 102～104
医療福祉 G 内線 107、108
介護保険 G 内線 173

同一世帯で同じ医療保険の加入者が、1年間（8月～翌年7月）に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が算定基準を超えたときに、申請により、その超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給される制度です。

計算方法

自己負担額は、同じ世帯に属する方全員の分を合算して計算します。

ただし、同一世帯でも対象年度の末日（7月31日）に異なる医療保険（後期高齢者医療、国保、社会保険等）に加入していた場合は、それぞれの医療保険ごとに合算して計算します。

世帯の負担額を合算した額から、自己負担限度額（右表）を差し引いた分（500円を超える場合に限る）が支給されます。

支給申請のお知らせを送付します （平成27年1月予定）

支給の対象となる被保険者の方には、支給申請のお知らせを送付します。

計算期間中（8月1日～翌年7月31日）に加入する医療保険、介護保険の種類が変わった方、または死亡や転出・転入された方は、支給申請のお知らせが届いていなくても、支給対象になる場合がありますので、支給要件に該当するか確認してください。

■ 自己負担限度額（年間）

保険者等区分		所得区分	限度額
後期高齢者医療 ＋ 介護保険		②現役並み所得者	67 万円
		⑤一般所得者	56 万円
		③低所得者Ⅱ	31 万円
		④低所得者Ⅰ	19 万円
国保 または 社会保険 等 ＋ 介護保険	70 ～ 74 歳	②現役並み所得者	67 万円
		⑤一般所得者	56 万円
		③低所得者Ⅱ	31 万円
		④低所得者Ⅰ	19 万円
	70 歳未満	①上位所得者	126 万円
		⑤一般所得者	67 万円
住民税非課税世帯		34 万円	

所得区分

- ①上位所得者・・・基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯、未申告世帯の方
- ②現役並み所得者・・・同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方
- ③低所得者Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- ④低所得者Ⅰ・・・世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方（例：年金収入が80万円以下等）
- ⑤一般所得者・・・①～④以外の方

*国民健康保険または社会保険等加入の方は、加入している保険にお問い合わせください。



HP <http://www.pref.ibara.ki.jp/bukyoku/noken/yobo/>
TEL 029-301-3219

▼問合先 県庁保健予防課
県では、妊娠前の女性を対象に、風しん抗体検査（無料）を実施しています（平成27年3月31日まで）。
検査実施医療機関・受検資格・受検方法などの詳細は県保健予防課ホームページをご覧ください。

茨城県風しん抗体検査事業

▼問合先 保健センター
48-6000
要件など、詳細は市ホームページをご覧ください。

守谷市風しん予防接種 費用助成事業

市では、風しん予防接種の費用助成事業を行っています。先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性は、予防ワクチンを接種し、免疫を得ておくことが重要です。

ごみ減量のための大きな一歩 生ごみ堆肥化モデル事業に参加しませんか？



▲家庭から出る生ごみを、堆肥にリサイクル！

常総環境センターで行っている「生ごみ堆肥化モデル事業」について、現在、市の約 3,700 世帯の皆さんに参加いただいています。

生ごみは、可燃ごみのおよそ 50% を占めているといわれており、ごみの減量化を図る上でも、生ごみの分別収集は大変有効な手段です。

回収効率やルートなどを考慮し、約 20 世帯以上の参加地区で実施中です。

皆さんの参加をお待ちしています！



～参加申込から回収スタートまでの流れ～

①申込方法

申込窓口で申し込んでください。

②回収専用バケツ、指定袋、回収スケジュールなどのお届け

申込後、1～2 週間程度で、NPO 法人エコクリーン常総がご自宅にお届けします。

※不在の場合は、玄関先にお届けします

③回収スタート

②と同時に回収日についてお知らせします。

後日、NPO 法人エコクリーン常総が、戸別に回収を行います。

●参加費 無料(回収専用バケツ 1 個目は無料配布)

《生ごみの出し方》

- 十分に水を切った台所の生ごみを直接指定袋に入れ、袋を縛った上で、回収専用バケツに入れてください。

- 回収日に、回収専用バケツを道路に面した敷地に出してください。

●申込・問合せ

市役所生活環境課 廃棄物 G 内線 142、143

ペットボトルのキャップ回収 ご協力ありがとうございました！

●問合せ先 市役所生活環境課 内線 144

皆さんのご協力で、今回は 1040.5kg のキャップが回収されました(下表)。この売上金により、世界の子どもたちに 520 人分のワクチンを届けることができ、尊い命が救えます。今後も引き続きご協力をお願いします。

▶個人(少量の場合)

市役所生活環境課前、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、保健センターに設置してある回収ボックスに入れる

▶グループなど(多量の場合)

事前に連絡の上、資源物専用袋などに約 8kg を目安に詰めて生活環境課へ持参する(プルタブやアルミ製のキャップは入れないでください)

キャップ回収協力団体等(9月上旬～11月上旬)

名称	回収量(kg)
まつやま保育園	53.2
守谷わかば幼稚園	17.7
土塔中央保育所	12.8
北園保育所	9.5
黒内小学校	121.1
松ヶ丘小学校	54.5
松前台小学校	4.8
大井沢小学校	103.6
守谷中学校	32.6
ガールスカウト茨城第 39 団	5.4
新守谷やくし台自治会	4.8
原ピンポン愛好会	5.9
チェリークラブ	9.0
坂町出前サロン	4.7
会田記念リハビリテーション病院	51.9
城南コベッツ守谷駅前教室	2.7
ジョイフルアスレチッククラブ	27.9
株式会社シイナクリーン	13.9
有限会社新大利根産業	4.3
ファミリーマート守谷みずぎ野店	9.2
八潮化学株式会社	12.0
株式会社常総テクノ	17.2
株式会社宏機製作所	8.9
損保ジャパン日本興亜株式会社	13.2
尾形誠仁さん	5.7
黒川浩道さん	2.5
寺嶋真一さん	6.0
中山菜奈さん	81.4
茂木輝子さん	25.7
市役所(回収ボックス)	318.4
合計	1,040.5



下水に布類、油、ゴミなどを流さないで!

●問合せ先 上下水道事務所 事業G ☎48-1842

最近、下水に流された布等がポンプに絡まりによる機械の故障が頻繁に起きています。このようなことが続くと、家庭の台所、風呂、トイレなどから出る汚水を浄化センターまで流すことができなくなり、多くの家庭に迷惑を掛けることになります。

布類、食用油、揮発油、ゴミなどは、下水管を詰まらせたり、処理施設を故障させる原因となりますので、下水に流さないでください。



▲油で汚れたマンホールポンプ場内部



▲タオルの絡まったポンプ



- ◎水洗トイレにはトイレットペーパー以外流さない
- ◎マンホールやますにごみや土砂を捨てない
- ◎排水設備に野菜くずや油などを流さない

条例(案)に対するご意見を募集します! パブリック・コメント(意見公募制度)

●条例(案)名

- ①守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(案)
- ②守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)

●閲覧・配布窓口

市役所総務課・市民協働推進課、介護福祉課、中央・郷州・高野・北守谷の各公民館、文化会館、保健センター※市ホームページでも閲覧可

●案の公表および意見提出期間

平成27年1月21日(水)まで

●意見を提出できる方

- ・市内在住・在勤・在学の方
- ・市内に事務所・事業所がある方および法人・団体
- ・市に納税義務がある方および法人・団体

●意見の提出方法

住所・氏名・電話番号を記入した意見書(様式自由)を、郵送・FAX・電子メールで提出、または直接持参する

●提出・問合せ

〒302-0198 守谷市大柏950-1 ☎45-6527
市役所介護福祉課 介護保険G 内線171
✉ k.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp

平成28年	平成27年					
⑦ 保育所の開設日 4月1日(水)	⑥ 決定 3月27日(金)以降	⑤ 二次審査(面接審査) 3月27日(金)	④ 一次審査(書類審査) 3月12日(木)～23日(月)	③ 申請書類の受付 3月2日(月)～10日(火)	② 質問の受付 3月6日(金)まで	① 募集要項の配布 3月6日(金)まで

▼開設までのスケジュール

市では、保育所待機児童の解消および保育サービスの拡大を図るため、新規の民間保育所の設立および運営を行う事業者を募集します。応募の中から、選考により事業候補者を決定します。決定した事業者は、その後、平成28年4月の開設に間に合うよう、茨城県の設置認可申請手続き、施設の建設等を進めていただくことになります。

平成28年4月開設

○申込・問合せ先

守谷市民間保育所設立・運営事業者を募集します
市役所児童福祉課 内線152

▼応募方法

応募書類を窓口へ直接持参する(郵送不可)

※応募書類等の詳細は、「守谷市民間保育所設立運営事業者募集要項」を要確認/要項は児童福祉課窓口または市ホームページから取得可

▼応募期間

平成27年3月2日(月)～10日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

◎募集する事業者

市内で土地の取得および施設の建設に要する資金を事業者が自己資金で調達し、認可保育所の運営を行う予定の事業者

▼募集する保育所

- ・施設数 2施設(定員各60人)
- ・開設日 平成28年4月1日(水)

※応募資格・応募条件の詳細は市ホームページをご覧ください



情報ひろば

ふるさ都市もりや朝市



▲おいしいもの、もりたくさん♪

地元の野菜や特産品を販売します。家族や友達と一緒ににお越しください。

▼日時 平成27年1月4日(日)午前10時～午後2時▼会場 守谷駅西口駅前広場※小雨決行

▼問合先 守谷すたいる 亀田 ☎45・0046

市役所経済課 商工・観光 G 内線262

守谷アンサンブルオーケストラ(MEO)
第19回定期演奏会

速筆といわれるメンデルスゾーンが10年もかけて完成させた最後の交響曲、「ス

コットランド」等を演奏します。入場無料、全席自由です。皆さんのご来場を、団員一同お待ちしております。

▼日時 平成27年1月12日(月)午後2時～(開場 午後1時30分)▼会場 中央公民館※入場無料(全席自由)▼指揮 河端秀樹氏
▼曲目 交響詩「中央アジアの草原にて」、仮面舞踏会、交響曲第3番「スコットランド」

▼問合先 守谷アンサンブルオーケストラ事務局 一本 ☎50・0283 <http://orchestramusicinfo.co.jp/meo/>

スキー教室 参加者募集

第93回県民スキー学校・第3回スノーボードレベルアップキャンプ

▼日時 平成27年2月21日(土)～22日(日)▼スキー場 福島県会津高原だいくらスキー場(リゾートイン台鞍宿泊)▼参加費 ジュニア(参加は原則小学4年生以上) 2万4000円、一般・シニア2万8000円

第11回シニアスキー教室

▼日時 平成27年3月15日(日)～16日(月)▼スキー場 長野県小海リエックススキーバレー(小海リエックスホテル宿泊)▼参加費 2万8000円

※参加費は、宿泊代・受講料・リフト代・交通費含む／交通手段は、①②ともバスを利用／レンタルあり詳細は問合先まで
▼申込・問合先 県スキー連盟教育部 県南担当 堀 ☎090・8849・4938



ひとり親家庭のお子さんに入学祝品を贈呈します

社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会から、ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)のお子さんに入学祝品(学用品)を贈呈します。
▼対象 ひとり親家庭で平成27年度に小学校へ入学する児童▼申込方法 保護者の方が平成27年1月30日(金)

までに市役所児童福祉課

(内線156)へ児童の氏名・性別・生年月日・保護者名・住所・連絡先を伝え、申し込む

▼問合先 (社福) 茨城県母子寡婦福祉連合会 長島 ☎029・221・7505



茨城県行政書士会 県南支部 無料相談会

▼日時 平成27年1月17日(土)午後1時30分～4時▼場所 中央公民館団体活動室

▼内容 相続・遺言・会社設立・許可申請・農地転用・ビザ・公正証書・後見・離婚協議等の契約書など

▼問合先 茨城県行政書士会 県南支部 ☎45・0768

元氣いばらき就職面接会

複数の企業の人事担当者 と直接会える合同面接会です。※参加無料

▼日時 平成27年1月23日(金)午後1時20分～3時30分(受付午後0時50分)▼会場 つくば市役所本庁舎2階201会議室(つくば市研究学園1-1-1)▼対象 学生を除く若者や離職中の求職者▼参加事業所 約20社

▼問合先 いばらき就職支援センター・県南地区セン ター ☎029・825・3410

年末年始 計画的に 連続休暇を取得しよう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入して、年末年始には連続休暇を取得し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りましょう。

▼問合先 茨城労働局 監督課 ☎029・224・6214

「広報もりや」にご意見を

広報もりやは、読みやすく、手に取ってもらえる広報紙を目指しています。皆さんが広報紙を読んで感じたことなど、ご意見やご要望をお寄せください。

▼問合先 市役所秘書課 秘書・広報G 内線323 ☎hisno@city.moriya.ibarakijp

償却資産を所有する方は、平成27年2月2日までに申告を！

●申告・問合せ先 市役所税務課 資産税G 内線 202、203

会社や個人で工場や商店などを経営している方が所有する事業用資産は、償却資産として申告する義務があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

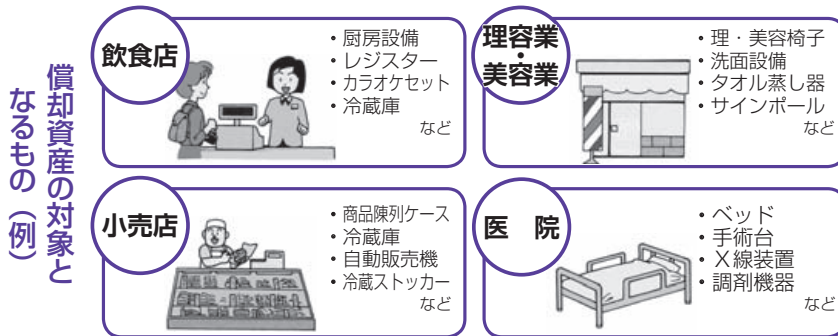
Q1 償却資産とは何ですか？

A1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。



Q2 償却資産の対象になるものは何ですか？

A2 1月1日現在で、会社や個人が事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などの資産です。



Q3 償却資産の評価額の計算方法は？

A3 ・平成26年5月に冷蔵庫（耐用年数12年）を50万円で取得した場合（前年中に取得）
 取得価格 500,000 円 $\times 0.912^* = 456,000$ 円
 ⇒評価額（＝平成27年の申告額）
 ・平成25年5月にキャビネット（耐用年数15年）を100万円で取得した場合（前年より前に取得）
 [取得価格 1,000,000 円 $\times 0.929^* = 929,000$ 円
 ⇒評価額（＝平成26年の申告額）]
 前年の評価額 929,000 円 $\times 0.858^* = 797,082$ 円
 ⇒評価額（＝平成27年の申告額）
 ※減価残存率（耐用年数や取得時期によって異なる）

Q4 償却資産の税額の計算方法は？

A4 課税標準額（1,000 円未満切り捨て） $\times$ 税率（0.014）
 ↓
 = 税額（100 円未満切り捨て）

Q3で求めた評価額のこと（特例が適用される場合があります）

◎課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません

◎期限後申告・調査による課税の場合、延滞金が発生する場合があります

家屋を取り壊した方へ 固定資産税は、毎年1月1日現在で所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊したときには、速やかに税務課資産税Gへご連絡をお願いします（家屋の滅失登記をされた場合は必要ありません）。

新春 献血にご協力を！

皆さんのご協力をお願いします。

●日時

平成27年1月5日(月)

10:00～16:00

（昼休み 12:15～13:30）

●会場 イオンタウン守谷

●問合せ先

保健センター ☎ 48-6000



平成26年度 甲種防火管理新規講習

●日程（全2日間）

平成27年2月5日(木)・6日(金)

●会場 ポリテクセンター茨城

（常総市水海道高野町591）

●内容

- ・防火管理の意義・制度
- ・火気管理
- ・施設・設備の維持管理
- ・防火管理に係る訓練・教育
- ・防火管理に係る消防計画

※全日程の受講が必要（欠席・遅刻等は認められません）

●受講料 5,000 円

※常総地方防火協会加入事業所は4,500 円

●定員 先着 80 人

●申込期間

平成27年1月6日(火)～9日(金)

8:30～17:00

●申込方法 受講申請書（ホームページまたは管内各消防署窓口で取得）に必要事項を記入し、直接申し込む

●申込・問合せ先

常総広域消防本部予防課

☎ 23-0904

HP <http://www.jyouso-koiki.or.jp/>

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合せ先 市役所交通防災課 交通・防災 G 内線 138

●自転車利用者の交通ルール無視やマナーの悪さが目立ちます

自転車は便利な乗り物です。しかし、どんなに便利な乗り物であっても、それを正しく使わなければ、ときには大変な事故を起こすものになります。自転車を生活に上手に取り入れるためには、正しく運転する必要があります。

●自転車利用者が交通違反すると罰則があります

- ・酒酔い運転
(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)
- ・日没後の無灯火 (5万円以下の罰金)
- ・一時不停止
(3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)
- ・信号無視
(3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)
- ・二人乗り (2万円以下の罰金または料料)
- ・歩行者妨害 (2万円以下の罰金または料料)
- ・傘さし片手運転 (5万円以下の罰金)

●自転車利用者はマナーを守りましょう

視覚障がい者誘導用ブロック上の駐輪は大変危険な行為です。絶対にやめましょう！

迷惑駐輪・放置も、特に高齢者や子どもの通行の妨げになります。災害時には、避難や緊急車両の活動の妨げにもなります。

●市内の犯罪発生状況 (平成26年1～10月)

発生地域	刑法犯総数	街頭犯罪	住宅侵入犯罪	万引き	コンビニ強盗	二セ電話詐欺
①	380(△2)	141(△3)	19(△16)	66(△13)	0(0)	0(△2)
②	135(+9)	67(+14)	17(+1)	1(0)	0(0)	2(+1)
③	84(△11)	55(+2)	7(△4)	3(△1)	0(0)	1(+1)
合計	599(△4)	263(+13)	43(△19)	70(△14)	0(0)	3(0)

街頭犯罪内訳

発生地域	乗り物盗			ひったくり	車上狙い
	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
①	15(△6)	25(+13)	75(△4)	0(△2)	26(△4)
②	12(+7)	10(+2)	23(△10)	0(△1)	22(+16)
③	6(+3)	3(0)	30(△3)	1(+1)	15(+1)
合計	33(+4)	38(+15)	128(△17)	1(△2)	63(+13)

※()内の数字は、前年1～10月との比較

▶発生区分

- ①本町、松並、ひがし野、赤法花、同地、百合ヶ丘、中央、松ヶ丘、大柏、野木崎
- ②久保ヶ丘、御所ヶ丘、立沢、松前台、薬師台、緑、板戸井、大木、大山新田
- ③みずき野、小山、乙子、けやき台、高野、鈴塚、美園

守谷市内の交通事故発生状況 (11月)

件数 16 件

死者数 1 人

負傷者 18 人

取手市医師会健康教室

注意欠陥多動性障害(ADHD)

最近、落ち着きがなく、キレやすい子どもが増えているのではと言われることがあります。これらの子どもたちの中には「注意欠陥多動性障害(ADHD)」と考えられる子どもたちも含まれています。

文部科学省の定義によるとADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな①不注意②多動性③衝動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

●不注意

気が散りやすく、興味を持てない授業だと、全く集中できず、忘れ物も多くみられる。その反面、自分が好きなことにはすごい集中を示すことがある。

●多動性

座っていられず、教室から飛び出すことがある。女児の場合「お口の多動」という、ひっきりなしのおしゃべりが目立つこともある。

●衝動性

突然、教室から飛び出す、他の子に乱暴するなど、衝動的な行動が見られることがある。また、自分を抑えることができずに、いけないとわかっていても、言葉に出してしまうこともある。

ADHDの子どもは、不注意のために物事を忘れることが多く、多動でカッとなりやすい傾向があります。そのため、保護者や先生から注意され、叱られることが多く、学校生活でもトラブルが生じます。注意されても意味がよく分からないため、同じことをして、さらに注意・叱責を受けることとなります。このような状況が続くと自己評価が低下して、劣等感が強まり、自暴自棄になるという悪循環に陥ってしまいます。

ADHDが疑われる場合は、早期に専門医を受診して、正確な診断を受けることが必要です。ADHDと診断された場合は、子どもの自己に対する評価が低下しないよう、周囲の人が障がいの特性を理解し、自尊心を高めるような接し方をすることが、重要です。



1月 JANUARY

1 木	❖元旦 市役所業務休止期間（～3日）
2 金	
3 土	
4 日	ふるさ都市もりや朝市（10:00～守谷駅西口駅前広場）
5 月	おはなし会（15:00～保健センター） 粗大ごみ戸別収集申込期間（～9日） 粗大ごみ戸別収集日
6 火	おはなし会（9・10・14・21日 11:00～中央図書館）
7 水	缶・プラ容器収集日
8 木	ビン・ペット収集日
9 金	
10 土	消防出初式（9:00～中央公民館）
11 日	成人式典（13:00～中央公民館）
12 月	❖成人の日
13 火	
14 水	こころのりハビリ（21日 9:30～11:30 保健センター） 認知症の方の家族の集い（13:30～15:00 市役所） 公民館休館／プラ容器収集日
15 木	紙・布類収集日
16 金	おひぎでだっこおはなし会（11:00～中央図書館）
17 土	
18 日	おはなし会（14:00～中央図書館）
19 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～23日） 粗大ごみ戸別収集日
20 火	
21 水	缶・プラ容器収集日
22 木	ビン・ペット収集日
23 金	
24 土	
25 日	
26 月	
27 火	
28 水	プラ容器収集日
29 木	紙・布類収集日
30 金	納期限：上下水道使用料（11・12月分）
31 土	

2月2日(月)納期限：市民税・県民税（4期）、国民健康保険税（7期）、後期高齢者医療保険料（7期）

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁（8:30～12:00・13:00～17:15）しています

1月の各種相談	法律相談	20日 9:00～12:00	市役所	13日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249 ※同一事案の相談は不可
	行政相談	19日 13:00～16:00		内線 136
	教育相談 (ラポールルーム)	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	24日(第4土曜日) 13:00～16:00	中央公民館	いばらき県南若者サポステ ☎ 029-893-3380 要予約
	不登校相談 (はばたき)	火～金曜日 9:00～17:00	もりや学びの里	☎ 45-2655
	こころの健康相談	29日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 5日 ・年金・労務 19日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		
	生活機能相談	火・金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 内線 174

暮らしのコーナー

インターネット通販、便利だけど…
個人名口座への前払いにはご注意！

「安いので注文したが、商品が届かない」「商品が届いたが偽物の粗悪品だった」などのネット通販によるトラブルが急増中！被害救済が難しいため、申し込む前によく確認することが大切です。

「3つのチェックポイント」で確認！

●事業者の情報をチェック！

事業者の住所や電話番号等を必ず確認。連絡先の電話番号が通じなかったり、架空の住所だったりすることがあるので注意。

●支払方法をチェック！

前払いだけでなく、カード払いなど複数の支払い方法が用意されていることを確認。支払方法を理由なく前払いへ変更するよう求められたら要注意。

●振込口座をチェック！

振込口座の名義を確認。
振込口座が個人名義のみになっている時は、特に注意。

○困ったら市消費生活センターにご相談ください。



トラブルにあったら…

- ・市消費生活センター ☎ 45-2327
(市役所 2階経済課内) 月～金曜日
9:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・消費者ホットライン
☎ 0570-064-370 (全国共通)
※土・日曜日、祝日の 10:00～16:00
は国民生活センターを案内します